

どうなる!? 22年後の大学像

18歳人口=88万人(26%減)、大学入学者=51万人
(20%減)／大学の規模と質保証、機能別分化、入試は…?

旺文社 教育情報センター 30年4月

平成30年度がスタートし、大学は62万人ほどの新生を迎え入れるとみられている。他方、少子高齢化の進行で、22年後の2040年の18歳人口は88万人まで減るとみられている。文科省は先ごろ、大学進学率の最近の動向などから、「2040年度の大学進学率は57%台まで上昇するものの、大学入学者数は51万人弱に減る」といった試算を示した。本格的な18歳人口減少期に入り、大学は今後どうなっていくのか。大学の量的規模に係るこれまでの提言や施策、将来推計などを踏まえ、大学の質保証や機能別分化、入学者選抜などについて探ってみた。



<社会環境の変化と大学>

○ 新たな人材育成、研究等

少子化と超高齢社会が進行する中、例えばAIの進化、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの広がり、ビッグデータの活用といった所謂「第4次産業革命」の進展で、従来型の産業構造や就業構造、さらには人々の生活をも含めた社会環境までも今後急激に変化していくとみられる。

こうした社会環境の劇的な変化で、大学教育には普遍的な知識・技能を通じた汎用的能力の育成とともに、時代の変化に対応した強みとなる新たなリテラシーを備えた人材育成、及びグローバル化対応や国際競争力の強化、イノベーション創出などに対する人材育成がこれまで以上に求められている。

大学はこうした「教育」(人材育成)のほか、「研究」(知の創造)と「社会貢献」(教育研究成果の社会への還元)といった役割・使命を帯びており、いずれにおいても社会環境の大幅な変化に対応した取組が必要である。

○ 大学の在り方“論議”

大学の在り方と社会との関わりなどについては、中央教育審議会(中教審)等でこれまで度々、大学改革などと相俟って議論、提言されてきた。

まず、新制大学発足から10数年経った昭和38(1963)年1月の中教審答申『大学改革の

改善について』（『三八答申』）では、「新制大学の実績をみると、所期の目的が必ずしも十分に達成されていない」とし、その原因の一つは「複雑な社会構造とこれを反映するさまざまな実情に十分な考慮を払うことなく、歴史と伝統を持つ各種の高等教育機関を急速かつ一律に、同じ目的・性格を付与された新制大学に切り換えたことにある」と指摘した。

また、昭和 46 年 6 月の中教審答申『今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について』（『四六答申』）は国公立大の設置形態について、一定額の公費の援助を受けて自主的に運営する“新しい形態の法人”にすることなどを既に提言していた。

さらに、中教審は平成 17(2005)年 1 月、『我が国の高等教育の将来像』（『将来像答申』）を答申し、17 年以降、平成 27(2015)年～32(2020)年頃までに想定される“高等教育の将来像”と、その内容の実現に向けた取組の施策を提言した。

◆ 中教審の『将来構想』論議

中教審の『将来像答申』から 12 年ほど経った平成 29 年 3 月、文科省は前述のような産業・社会構造の劇的な変化や 18 歳人口の本格的な減少を踏まえ、2040 年頃を見据えた『我が国の高等教育に関する将来構想について』（『将来構想』）を中教審に改めて諮問した。

中教審大学分科会の将来構想部会は、● 各高等教育機関の機能強化に向けた方策／● 変化への対応などと学修の質の向上に向けた制度等の在り方／● 今後の高等教育全体の規模も視野に、地域の質の高い高等教育機会の確保の在り方／● 高等教育改革を支える支援方策といった 4 つの諮問事項について現在検討、議論している。



<量的規模に係る提言、施策>

○ “抑制方針”の「高等教育計画」：昭和 51 年度～平成 16 年度

大学の量的規模は教育の機会均等、18 歳人口の増減、進学動向、人材育成の需要動向などに関連するが、旧文部省(13 年 1 月から文科省)は前述の中教審『三八答申』や『四六答申』で提言された高等教育機関の全体的規模や計画的整備などの提言を踏まえ、昭和 51(1976)年度～平成 16(2004)年度まで、5 回にわたる「高等教育計画」を策定、実施した。

当計画では大学の規模等について、18 歳人口の増減等を踏まえた高等教育規模を想定し、大学等の新增設は原則、“抑制”とする措置が講じられた。

○ 抑制方針の“撤回”：平成 17 年度以降

「高等教育計画」実施中の平成 10 年代には規制緩和を巡る動きが活発化し、教育行政にも大きな影響を与えた。

政府の「総合規制改革会議」の「高等教育における自由な競争環境の整備」（大学・学部設置等の認可に対する抑制方針見直し：13 年 12 月）／中教審答申『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』（14 年 8 月）における“量的規制の撤廃”及び“設置認可の弾力化”（15 年 4 月から実施）／「工業(場)等制限法」（首都圏と近畿圏の一部区域での大学等の新增設を制限。昭和 34<1959>年制定）の“撤廃”（14 年 7 月。実施は

15年4月から)など、大学設置に係る一連の緩和政策が次々と打ち出された。

文科省はこれらを踏まえ、「高等教育計画」終了後、つまり17年度以降は大学等の全体規模及び新增設についての“抑制的対応”の基本方針を“撤回”へと大きく舵を切った。

○ “全入時代” 予測：『将来像答申』（17年1月）

中教審の『将来像答申』は、大学等の量的規模について、平成19年度には大学・短大の「収容力」（入学者数÷志願者数<受験生数で実数>）が100%（志願者・入学者数とも67.4万人）になると試算し（19年度実績は約91%、29年度は約94%）、大学・短大の所謂、“全入時代”の到来を予測。高等教育の量的側面での需要はほぼ充足されるとした。

○ 「量か、質か」の論議は人材育成に不適：『学士課程答申』（20年12月）

中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』（『学士課程答申』：20年12月）は、大学教育の量的拡大の中で質の維持・向上を図ることは大きな課題であるとの認識を示した。

そのうえで、大学教育の規模を「量か、質か」という二者択一で議論することは、人材育成に関する国家戦略を誤ることにもなりかねないとした。ただ、大学教育の質の維持・向上の努力を怠り、社会の負託に応えられない大学は、“淘汰”を避けられないと断じた。

○ 必要規模と政策的規模：『中長期的な大学教育の在り方一報告』（21年6月～23年1月）

中教審は文科省の諮問『中長期的な大学教育の在り方について』（20年9月）の『第1次報告』（21年6月）～『第4次報告』（22年6月）及び『審議経過報告』（23年1月）で、人口減少期の大学の量的規模等について、次のような点を挙げて現状(当時)分析し、提言した。

- 18歳人口に限らず人口減少期を迎えている中、国際的にも大学教育の改善・充実が大きな課題
- 全体の進学率は上昇したが、依然として地域格差が大きく、国際比較でも高いとはいえない
- 社会人・高齢者・留学生など多様な学生層の受入れの割合が欧米に比べて低い
- 大学数は増加したが、大学と短大を合わせると減少(当時)
- 大学の入学定員は増加傾向にあるが、短大からの転換もあり、大学と短大を合わせた入学定員は減少(当時)。

このような課題と大学の果たすべき役割を踏まえ、量的規模について“必要な規模”あるいは“政策的に望ましい規模”に着目した検討(分野別・地域別等)が必要であるとした。

○ “大学縮減”と社会経済の“停滞・萎縮”：『質的転換答申』（24年8月）

中教審答申『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて』（24年8月）は、大学の量的規模に関して、「大学進学率の水準が過剰であるとの立場はとらない」とした。

また、高等教育の規模の縮小は、社会経済の停滞・萎縮につながるばかりでなく、社会人の学び直しの場の提供など、大学の果たすべき役割の達成が難しくなると提言した。

○ 地方創生と東京23区の大学定員“抑制”措置：文科省「告示」等(30年度～)

前述したような「工業(場)等制限法」の廃止(14年)や大学設置認可の弾力化(15年)以降、大学の地域配置については、都市部への学生の集中を規制する具体的な政策が行われてこなかった。その結果、東京23区外の周辺地域(東京・神奈川・埼玉・千葉)に設置された学部等(キャンパス)を23区内に移す“都心回帰”が活発化している。

他方、地方では厳しい人口減少に加え、大学等への進学時や就職時の都市部への若者の流出対策が重要な政策課題となっている。

政府の「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」はこうした状況などを踏まえ、● 地方の特色ある創生のための地方大学の振興／● 東京の大学の定員抑制(23区内の定員増、原則認めない)、地方移転／● 地方における若者の雇用の創出について、立法措置によって総合的、抜本的な対策を講じるよう提言した(『最終報告』: 29年12月)。

文科省はこうした『最終報告』や政府の『まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)』(閣議決定: 29年12月)などを踏まえ、東京23区の大学の定員抑制措置(30年度収容定員増/31年度大学・学部等設置、収容定員増)を既に「告示」している。

さらに政府は、● 東京23区の大学の収容定員増を原則、“10年間”認めない(時限措置)／● 地方大学の振興・若者雇用創出のための“交付金制度”の創設／● 「大学—地方公共団体—事業者」による地域における大学振興・若者雇用創出推進会議の設置などを柱とする法案を第196通常国会(30年1月～6月予定)に提出しており、会期内の成立を目指すとしている。

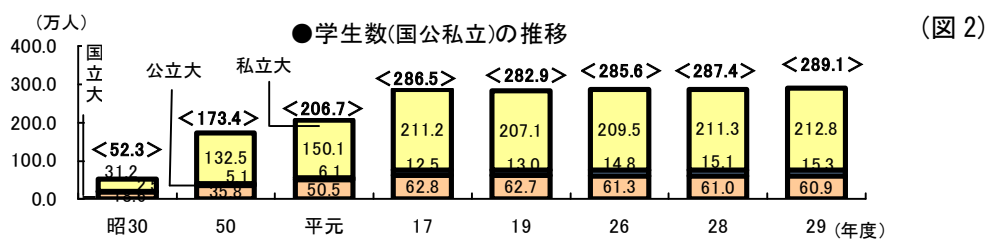
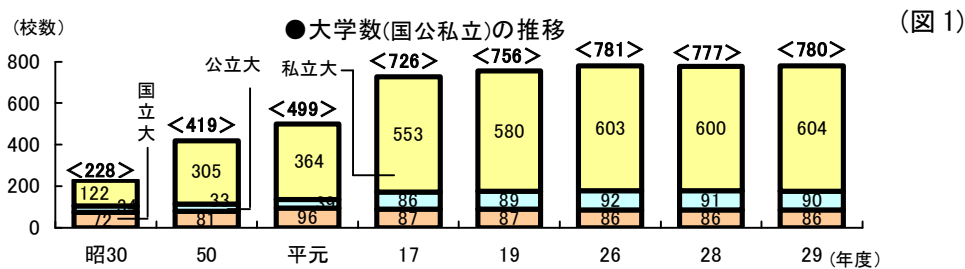
<量的規模の動向>

○ 大学数、大学入学者・学生の増加

平成29年の18歳人口は10年前の19年と比較して約10万人(約8%)減少している。その間、大学・短大・高専・専門学校といった“高等教育機関全体”としての校数(19年度4,249校⇒29年度3,996校)や在学者数(19年度約370万人⇒29年度約366万人)も減少している。

一方、“大学(短大除く)”に限ってみると、その校数は19年度の756校から29年度の780校へと増加し、入学者数も19年度の約61.4万人から29年度の約63.0万人に増加している。

因みに、大学院生等を含む大学の学生数は、19年度の約282.9万人から29年度は289.1万人に増加している。(図1・図2参照)



注: 図1・図2 ① 出典『学校基本調査』: 大学数(短大除く)は、当該年度において廃止手続きが完了していない募集停止校を含む。学生数には大学院生等を含む。 ② < >内の太数字は国公立大の合計数。

○ 大学の再編・統合

18歳人口減少の下、公立大の新設が目立つ一方で、国公立大の特色や規模、分野(強み)、地域性、需要度などを視野に入れた大学の再編・統合がこれまで何度か行われてきた。

◆ 国立大の統合

文科省は、国立大の再編・統合を進めることなどを盛り込んだ「大学（国立大学）の構造改革の方針」（遠山プラン：13年6月）を打ち出し、主に医科系の単科大と周辺の総合大において、14年度に2組4大学、15年度に10組20大学が統合。その後も医薬系や外国語系の単科大と総合大の再編・統合が進み、20年度には86大学となり現在に至っている。

◆ 公立大の統合

公立大は平成期に入り急増し、平成元(1989)年度の39大学から29年度の90大学と、28年間で2.3倍に増えている。この間、公立短大も含めた公立大の統合は、16年度1組3大学／17年度4組10大学・2短大／20年度1組2大学／21年度1組2大学でそれぞれみられた。

◆ 私立大の統合

私立大では15年度～27年度にかけ、全体として14校が6校に統合されている。最近では、20年度2組(2大学 ⇒ 1大学、3大学 ⇒ 1大学)／21年度1組(2大学 ⇒ 1大学)／23年度1組(2大学 ⇒ 1大学)／25年度1組(3大学 ⇒ 1大学)／27年度1組(法科大学院2校 ⇒ 1校)。

● 私立大の公立化

平成期に入り各地の自治体は地域振興策の一環として、公立大の設置とともに、「公設民営方式」による私立大の誘致も進めた。しかし、18歳人口減少や学生の大都市圏集中などで、特に地方・中小規模の私立大では経営難など深刻な課題を抱える大学も少なくない。

こうした状況を背景に、公設民営の私立大を中心に私立から公立への“公立化”が相次ぎ、21年度～29年度の8年間で私立8大学が公立に移行している。

○ 連携・統合の検討

全国で「大学間連携」や「大学コンソーシアム」などが進められているが、科目開設などに課題もある。文科省は各大学の機能分担や入試業務の共同実施、教職員交流などを推進する国・公・私立大の枠を超えた「大学等連携推進法人(仮称)」の創設を提起している。

「統合」に関しては国・公・私立を通じた仕組がなく、各法人の独立性や独自性が根強いが、国立大学法人の「1法人=1大学設置」については、スケールメリットなどを活かした地域別や機能別の“1法人複数大学方式”（アンブレラ方式）などの構想もみられる。



<将来の大学規模>

○ 多様な価値観が集まる“一定の規模”

現在審議を進めている中教審の将来構想部会は、前述したような将来の社会環境の変化を見据えて「多様な価値観が集まるキャンパス」を目指していくためには、急速に進む少子化の状況においても大学等が“一定の規模”を確保していく必要があるとしている。

将来構想部会では、量的規模も含めた大学の将来像を描くに当たっては現在の進学動向等を正確に把握するとともに、将来の動向などの推計についても具体的な形で“見える化”することが重要であるという。

○ 地域で描く将来像

今後、急激な人口減少と多様な産業社会が進展する中、産業形態は一極集中型から分散型へと転換されていくことが想定され、各地域での特色ある高度な人材育成が期待される。

地域の大学等が地元の産業界及び自治体と一体となって将来像を描き、議論するような場も必要となろう。大学等の将来像は国全体に限らず、地域における将来像も大事である。

将来構想部会は、大学の量的規模等については全国的なデータだけでなく、各地域の将来推計についても具体的な可視化が必要であるとしている。

<大学入学者数等の将来推計>

文科省は大学の将来像を検討、議論するために必要な将来の大学進学状況について、その試算ベースとなる「18歳人口」と「大学進学率」を次のように示した。

【18歳人口】

大学入学者の基盤となる18歳人口について、まずこれまでの推移をみってみる。

高度経済成長期の所謂“団塊世代”が18歳を迎えた昭和41(1966)年には、249万人の過去最多に達した。その後は減少したが、平成4(1992)年には“団塊ジュニア”によって205万人となり、直近では最多を記録した。その後は再び減少の一途をたどり、25年後の平成29(2017)年には120万人まで減少した。

今回の推計(後述)ではさらなる少子化によって、2017年(18歳人口実績：120万人)から18年後の2035年は100万人を割って98万人となり、現時点(2018年)から22年後の2040年には“88万人”(2017年に比べ26.4%減)に減少すると試算されている。(図3参照)

【大学進学率】

文科省は大学入学者数の将来推計に当たり、平成26(2014)年度～29年度の都道府県別、男女別の「大学進学率」(大学入学者数÷18歳人口)の伸び率によって、今後2040年度まで大学進学率が“上昇”すると仮定して推計。(図4参照)

ただし、次のような算出方法を用いている。

- ・ 男子の進学率が2017年度と比較して5ポイント以上上回った場合、+5ポイントを上限として以降据え置き(該当：12県)。
- ・ 女子の進学率が男子の進学率を上回った場合、以降を男子の進学率と同値と仮定(該当：25県)。
- ・ 進学率の伸び率がマイナスの場合、2017年度の大学進学率が今後維持されると仮定(該当：26県)。

○ 2040年までの「大学進学率」と「大学入学者数」の将来推計

文科省は将来構想部会の審議資料として、2018年度～2040年度の大学の量的規模推計として、各年度の全国及び47都道府県別の男女別(合計)の「大学進学率」、2040年度の都道府県別の18歳人口、大学進学者数、大学入学者数、入学定員充足率などを試算した。

「大学進学率」は上記のような算出方法、「大学入学者数」は大学進学率と18歳人口の推定値を基にそれぞれ算出している。

なお、いずれも2019年度から開設される「専門職大学」(2019年度設置認可申請中：13大学/<3短大>)についての数値は含まれていない。

2033年度と2040年度の「大学進学率」「大学入学者数」の全国推計は、次のとおり。

＜「大学進学率」の推計＞

- 2033年度：56.7% (男子 57.8% / 女子 55.5% : 2017年度の男女合計に比べ+4.1ポイント)
- 2040年度：57.4% (男子 58.4% / 女子 56.3% : 2017年度の男女合計に比べ+4.8ポイント)
- ※ 平成29(2017)年度(実績)：52.6% (男子 55.9% / 女子 49.1%)

＜「大学入学者数」の推計＞

- 2033年度：約56万9,800人(男女計：2017年度に比べ▼約5万9,900人、▼9.5%)
- 2040年度：約50万6,000人(男女計：2017年度に比べ▼約12万3,700人、▼19.6%)
- ※ 平成29(2017)年度(実績)：約62万9,700人(男女計) (注：▼印は減少を示す)

(中教審・将来構想部会<第13回：30年2月>配付資料を基に作成)

上掲のような大学入学に関する将来推計値から、次のような傾向が推定される。

《大学進学率》

女子の大学進学率は平成29(2017)年度(実績)の49.1%から2040年度の56.3%(+7.2ポイント)まで上昇し、全体でも57.4%(+4.8ポイント)に上昇すると推測されている。

また、29年度の大学進学率の全国平均52.6%を上回っているのは9都府県(東京72.8%、京都64.7%など)だが、2040年度の全国平均57.4%を上回るのは7都府県(京都73.8%、東京72.8%、山梨71.6%など)に減少すると推測。(図4参照)

《大学入学者数》

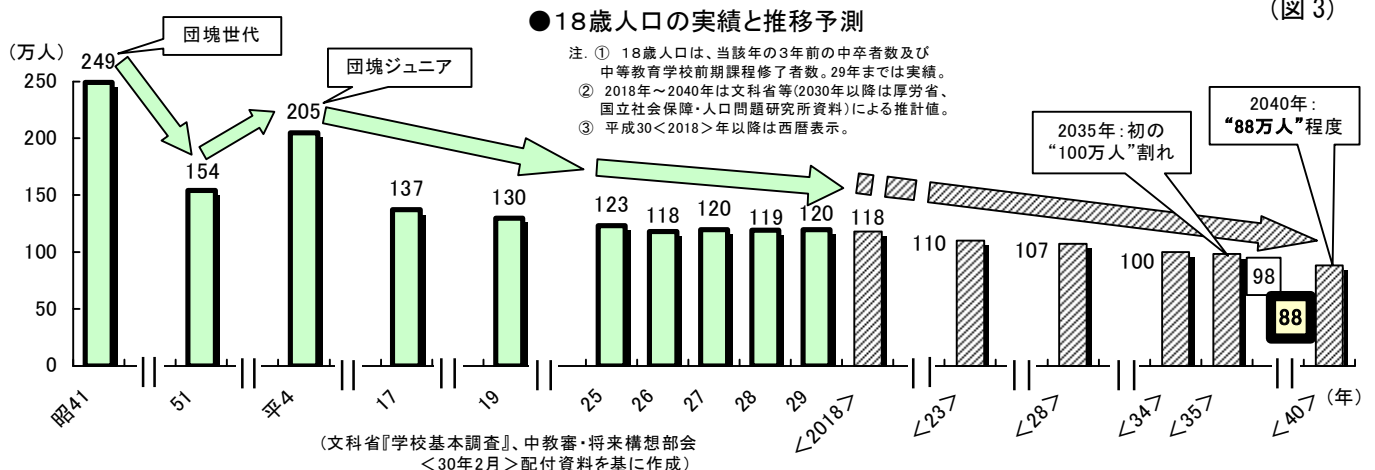
2040年度の大学入学者数は、上記のような大学進学率の上昇はあるものの、ベースとなる18歳人口の激減(対2017年比26.4%減)によって大幅に減少し、約50万6,000人(対2017年度比19.6%減)になると推計されている。(図4参照)

○ 入学定員充足率：2017年度104% ⇒ 2040年度84%(推計：定員約9.7万人過剰)

29(2017)年度の全国の大学入学定員は約60万3,000人で、入学定員充足率は104.4%である。都道府県別でみると、東北や九州などの14県が「入学定員割れ」状態である。

文科省の2040年度の将来推計では、29年度の入学定員がそのまま推移したと仮定して、各都道府県別の入学定員充足率も算出している。それによると、全国の入学定員充足率は83.9%となり、全都道府県で「入学定員割れ」状態(90%台<沖縄、福岡、東京>～60%台<青森、新潟、徳島、秋田、岩手>)になると推測している。

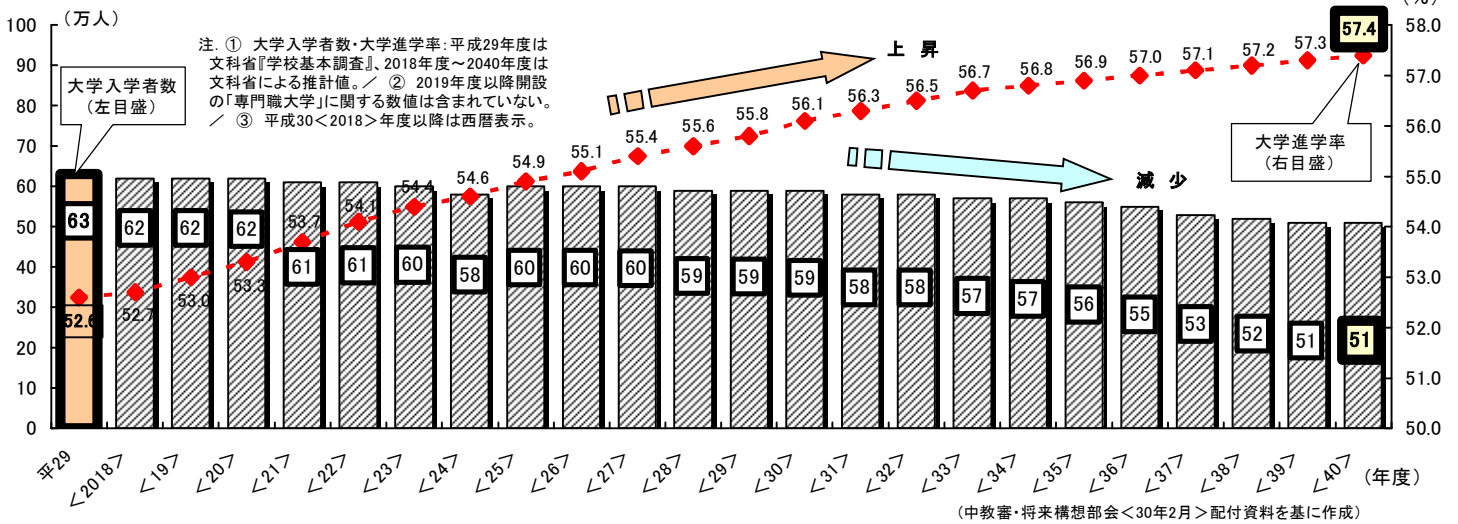
つまり、入学定員充足率100%になるためには入学定員約9万7,000人分、29年度の1大学当たりの平均入学定員で換算すると120数校が過剰となる。



(図3)

(図 4)

●大学入学者数 & 大学進学率の将来推計



＜大学教育の質保証＞

○ ユニバーサル化と大学教育の質

大学(学部)への「進学率」(大学入学者数÷18歳人口)は、18歳人口の減少と進学志向の高まりによって、21(2009)年度には50%を超え(29年度52.6%)、大学は「ユニバーサル」段階に達している。こうした進学環境では、一部の大学・学部を除き、入学者選抜はより開放的となり、教育の質の低下を懸念するむきもある。「教育の機会均等」(大学教育の拡大)と「教育の質保証」との関係が、大学教育の大きな課題となっている。

中教審の『学士課程答申』(20年12月)では、学士課程教育の改善・充実に係る「学位授与の方針」(後に「卒業認定・学位授与の方針」:ディプロマ・ポリシー)／「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)／「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の“三つの方針”(3ポリシー)を主体に、学士課程教育と学修成果の質保証への取組を提言した。

当答申から9年余りが経ち、この間、提言を踏まえ、制度改革も含めた様々な対応や取組が国と各大学においてなされてきた。例えば、社会や産業の求める人材育成やグローバル化などに対応した大学教育の方向性として、①学士課程教育の実質化(学生の学修時間の確保と学修密度の向上)／②ガバナンスの確立(全学的な教学マネジメントの確立)／③評価制度の見直し(教育研究成果を重視した評価)などである。

このうち、特に「学士課程教育の実質化」については、学生の学修成果の参考指針として「学士力」(知識・理解／汎用的技能／態度・志向性／統合的な学修経験と創造的思考力)が提起され、学士課程教育の改善と学生の質保証が求められた。

ただ、こうした提言や文科省の促進事業などに対し、積極的に取り組んでいる大学がある一方、不十分な大学もみられるという指摘もある。

いずれにしる、補助金等の公費が投じられ、18歳人口の52%以上が進学する大学教育では、その質保証についての社会への説明責任が求められている。

○ 質の高い実効性のある授業展開

大学教育の質保証において、質の高い実効性のある授業を展開することは必須といえる。学生にとっては、“事前の準備”（資料の下調べや読書、思考、学生同士の議論など）／“授業の受講”（教員の直接指導、教員と学生、学生同士の対話や意思疎通など）／“事後の展開”（授業内容の確認や理解の深化のための探究、さらなる討論や対話など）及び“体験活動”（学内の学修と社会奉仕活動を組合せた教育プログラムなど）等を通した主体的な学びに要する“総学修時間の確保”が重要である。

そのうえで、教員が行う授業は、このような学修過程全体を形成する“核”であり、学生の興味を引き出し、事前の準備や事後の展開などが適切、有効に行われるように工夫することが求められるという。

◆ 学修時間の実態：標準(48時間／1週)の“半分”程度

大学における授業科目の「単位」と「学修時間」との関係、「授業期間」などについては、大学設置基準によって規定されている。

授業科目の単位数は各大学で定めるが、その際、「1単位」は“授業前後の主体的な学び”を含めて「45時間の学修」を要する内容で構成することが標準とされている。

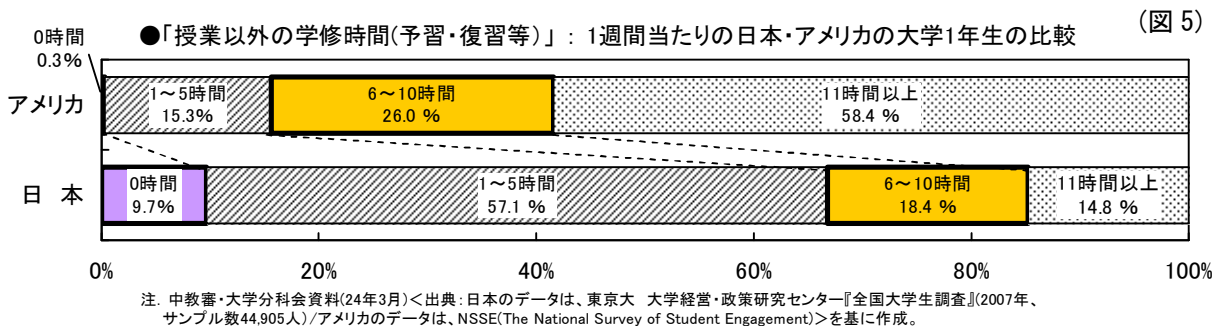
「授業1時間＋予習・復習2時間」とした場合、「1単位」＝「45時間の学修」は、1週間当たりどのくらいの学修時間なのか。

卒業要件の「4年以上在学と124単位以上修得」などを踏まえると、「1週間(月曜～土曜)当たりの総学修時間は“48時間”程度」(1日当たり8時間程度)が想定される。

しかし、国立教育政策研究所の調査によると、授業出席時間の平均が約20時間、予習・復習の時間の平均が約5時間(1週間当たりの総学修時間は標準の半分程度)に留まり、授業以外の学修時間が非常に短い。

この傾向は過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても学修時間が短いという指摘がある。

例えば、日本とアメリカそれぞれの調査によれば、大学での授業時間を除いた1週間当たりの「授業以外の学修時間」(予習・復習など)は、アメリカとの差が大きいという。アメリカの大学1年生の58.4%が週“11時間以上”を学修時間に充てているのに対し、日本では1年生の57.1%が週“1～5時間”しか学修時間に充てていない。(図5参照)



＜教育の質的変換＞

○ 学修時間の充実と教育の実質化

先の見えない、変化の激しい時代にあって、今後の大学教育とりわけ学士課程教育については、幅広い知識と教養、知識・技能を基盤とする実践・応用力、問題発見・解決能力など前述の「学士力」の一層の修得が求められる。

そのためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が必要で、例えば、「カリキュラム」の体系化、「授業計画」（シラバス）の充実、「学修成果の把握」、「ルーブリック」の活用などと連動して教育の質的転換を図っていくことが必要である。

○ 学部等「組織」中心から「学位プログラム」重視の方向へ

現行の大学制度は、学部・学科や研究科といった大学の「組織」に着目した設置基準等によって大学教育の質を担保している。

しかし、学問の進展や社会の変化に対応した柔軟な教育や学生本位の視点に立った学修を実現していくためには、「学位」を与える課程、つまり「学位プログラム」に着目した大学教育をより重視していく必要があるとかねてから指摘されてきた。

学位プログラムの実施イメージとしては、例えば複数学部等を擁する大学において、教員が“学部組織”の枠を超えて専門分野別に編成された“教員組織”に所属し、学生が学位プログラムとともに“教育活動の場”に所属することで、学生が取得する「学位」のための教育プログラムが選択できる仕組みなどである。

この取組によって、取得する「学位」が国際的に通用性のあるものに整理されること／「教育目標」が当該の学位プログラムの「学位」取得のために達成すべき能力として明確化されること（ディプロマ・ポリシー）／「教育課程」が当該の学位プログラムの教育目標達成のために必要な教育内容として体系的・組織的に整理されること（カリキュラム・ポリシー）／「入学者選抜方針」が当該の学位プログラムの教育課程の履修に相応しい学生を受け入れるために整備されること（アドミッション・ポリシー）などの効果も挙げられている。

○ 学修成果と大学評価

ところで、「学修成果」（ラーニング・アウトカム）は、学生が入学から卒業までに身に付けた知識、技能、能力などの成果である。そのため、社会や企業などから、大学を評価する（「出口管理」の評価）要素の一つとして捉えられがちである。

他方、学修成果は、大学の“教育成果”をそのまま反映しているのかという見方も一部にある。学生の学修成果の形成には、大学が提供する教育の質や量が大きく関わっているが、それだけではなく、学外での学修経験も大きな要素である。授業科目の「単位」の構成をみても、授業の受講だけでなく、学生の主体的な学びに要する時間を内在している。

つまり、大学（教員）の直接的な教育指導の提供が難しく（及びにくい）、学生個人の意欲や能力に委ねられる“学外での学修”を少なからず内在する“学修成果”の結果のみで、大学の“教育成果”（「出口管理」）を全面的に評価することは難しいということであろう。

大学の「教育力」は大学の内外を問わず、学生の学修意欲を高め、より広範な深化した付加価値を学生に修得させることであるといえる。



＜大学の機能別分化＞

○ 7つの役割・機能：『将来像答申』（17年1月）

前述した中教審の『将来像答申』（平成17年1月）は、高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化に関し、大学が有する役割・機能を次の7つに大別して提示した。

①世界的研究・教育拠点／②高度専門職業人養成／③幅広い職業人養成／④総合的教養教育／⑤特定の専門的分野（芸術，体育等）の教育・研究／⑥地域の生涯学習機会の拠点／⑦社会貢献機能（地域貢献，産学官連携，国際交流等）。

各大学は上記の役割・機能の全てを持つのではなく、自らの選択で一部分を持つのが通例であり、複数の機能を持つ場合もその比重の置き方が個性・特色の表れとなるとした。

また、各大学は、固定的な「種別化」ではなく、保有するいくつかの機能の間の比重の置き方の違いに基づいて、緩やかに機能別に分化していくものとした。

○ 機能別分化への促進

『将来像答申』は国や自治体等に対し、各大学が重点を置く機能を自主的に選択できるよう財政面を含む幅広い支援を求めた。

国立大では各大学の機能強化の方向性に応じた予算配分の3つの重点支援枠、すなわち「地域貢献」型／「教育研究」型／「卓越した教育研究」型といった役割・機能の“3類型”化による運営費交付金の算定・配分方法が28年度から導入されている。

私立大には経常費補助金の「特別補助」に「私立大学等改革総合支援事業」を創設し、教育の質転換や産業界・他大学との連携など、特色化・機能強化の取組を支援している。

○ 今後の機能別分化と機能強化

中教審の大学分科会は平成29年2月、『今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理』を取りまとめ、『将来像答申』で示された機能別分化を踏まえつつ、次のような二つの方向での充実を図ることが必要であるとした。

① 新たな価値創出の基盤となる創造的な教育研究の高度化。

② 社会の変化、地域や産業界の多様な要請を踏まえた実践的な教育の充実。

そして、大学の機能強化の方向性としては、次のような観点が重要であるという。

- 学生の多様化に対応するために、各大学の強み・特色を最大限活かすべき機能の明確化による一層の機能別分化。／● 進学率の上昇が続く中、入学した多様な学生を学士として責任をもって社会に輩出するための、大学教育の質的転換の実現と高大接続を重視した大学入学者選抜への転換。／● e-ラーニングの一層の活用。グローバル化に対応した教育の強化、学位や単位の国際通用性を確保するための教育の質保証。／● 未来の産業創造や社会変革に対応する理工系人材等の質的充実と量的確保、社会人の学び直しを含めた産業界と連携した高度で実践的な教育の充実。

大学は今後の社会環境の変化の中で上記のような機能強化を一層推し進めていく過程で、いくつかの枠組みに機能分化していくことが想定される。

中教審大学分科会の将来構想部会は、①世界を牽引する人材養成／②高度な教養と専門性を備えた先導的な人材養成／③具体の職業やスキルを意識した教育を行い、高い実務能力を備えた人材養成といった人材養成の観点から各大学の強みや特色をより明確にした大学機能の方向性などを基に、将来を見据えた大学像について現在検討、議論を進めている。

＜機能別分化と入学者選抜＞

○ 新たな選抜改革

文科省は平成 29 年 7 月、中教審の『高大接続改革答申』（26 年 12 月）等を踏まえ、センター試験に代わって 2020 年度から実施（2021 年度入学者選抜）する「大学入学共通テスト」（共通テスト）の「実施方針」や現行の一般入試、AO入試、推薦入試の新たな実施ルールなどを公表した。今回の入学者選抜改革の趣旨としては、●各大学の“3ポリシー”に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜への転換／●一般入試、AO入試、推薦入試といった入試区分について、高大接続システム改革の趣旨を踏まえた新たなルールの構築及びそれぞれの特性をより明確にする観点からの名称変更、実施内容、実施時期の見直しなどが挙げられる。

ところで、前述したような大学の機能別分化と機能強化が進むと、学生の入学形態や入学者選抜は各大学の機能、個性・特色に合わせたアドミッション・ポリシーに即し、より実質的な選抜に転換されていくことになるだろう。

○ 入学形態と選抜の実質化：多様性と類型化

入学形態と選抜の実質化が進むと、大学への「入口」は現在のような名目上の“一律型選抜”（一般・推薦・AO入試など）ではなく、“実質的な選抜型”と“開放型”に大別されていくとみられる。

具体的には、次のような3タイプの類型化が想定される。

- ① 競争選抜型：志願者に学力検査などを課す「競争試験」によって“選抜”する学力検査主体の入学形態。現行の一般入試における選抜性の高い有力大学・学部にみられる。
- ② 資格選抜型：入学要件として、指定教科・科目の「学習成績の状況」や「共通テスト」の基準点（概括的レベル）のクリアー、国際バカロレア資格の取得等を求め、それらを基に“選抜”する。現行では競争力のある「推薦・AO入試」に相当。
- ③ 開放入学型：高卒者や高等学校卒業程度認定試験合格者など、法的に規定されている入学資格を満たしていれば、原則として入学が許可される。

以上のような入学形態と選抜の実質化については、高大接続における受験生と大学側の“多様性と類型化”の基調としてみることができる。

★ ★ ★

小欄『今月の視点』は平成19(2007)年3月のNo.1～本号のNo.136まで11年にわたり、主に高校・大学教育や大学入試等について、その情報収集と分析、発信につとめてきました。

さて、筆者は本号をもって筆を擱くことになりましたが、次号以降も旺文社教育情報センターが引き続き発信していく予定です。今後ともよろしくお願いたします。

(2018. 04. 大塚)